

板橋区職員の懲戒処分の公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」(平成15年7月1日施行)に基づき、地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

記

1 懲戒免職

職員による準公金等の着服

被処分者	主事 48歳
事案の内容	被処分者は、平成30年度から令和4年度当初までの約4年間にわたり、準公金等から着服を繰り返した。令和4年5月31日時点における着服額は2,395,806円にのぼり、その後全額が返金されたものの、区政に対する信頼を著しく貶めた。
処分の内容	懲戒免職
発令年月日	令和4年7月22日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

2 減給

職員による準公金等の着服

被処分者	主事 59歳
事案の内容	被処分者は、準公金等の管理責任者として、所属職員とともに適正な会計処理及び確認行為等を行うべきところ、複数年にわたりその職責を怠った。このことが、平成30年度から令和4年度当初までの約4年間にわたって、配下職員による準公金等の着服を生じさせた一因となり、区政に対する信頼を著しく貶めた。
処分の内容	減給10分の1 2月
発令年月日	令和4年7月22日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

### 3 戒告

#### 職員による準公金等の着服

被処分者	副参事 59歳
事案の内容	被処分者は、配下職員の準公金等の会計処理に関し、直接関与する立場にはないものの、適正な事務処理の徹底 及び 法令順守を指導すべき立場にあったが、その職責を全うしなかった。結果として、職員による準公金等の着服を生じさせ、区政に対する信頼を著しく貶めた。
処分の内容	戒告
発令年月日	令和4年7月22日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第2号

### 4 戒告

#### 公務外における職員の中学生に対する粗野な言動

被処分者	副参事 50歳
事案の内容	被処分者は、有給休暇を取得した令和3年12月、公道上において中学生に対し、公務員倫理に反し公衆に迷惑をかけるような粗野な言動を行った。
処分の内容	戒告
発令年月日	令和4年7月22日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号